

臨時報告第10号様式

大刑発第1704号
平成22年5月24日

矯正局長
殿
大阪矯正管区長

大阪刑務所長

(自殺) 事故報告

平成22年3月13日(土)午後4時08分ころ、[REDACTED] (単
 独室)において、[REDACTED] 受刑者 [REDACTED] が、[REDACTED] のを勤務
 職員が発見したが、事故者に意識はなく、脈拍及び自発呼吸も確認できなかった
 ことから、心臓マッサージ等の救命措置を施した上、救急車により外部病院に搬
 送したものの、同日午後5時15分、同病院の医師により死亡が確認されたもの
 である。

事 故 の 状 況	1 発生年月日	平成22年3月13日(土)
	2 発見時刻	午後4時8分
	3 場所	大阪刑務所 [REDACTED] (単独室)
	4 方法	[REDACTED]
	5 経緯	(1) [REDACTED] (2) [REDACTED] [REDACTED] (単独室)に收容した。 なお、同室收容後も事故者の動静に特段の異 状は認められず、同日午後4時1分、 [REDACTED] [REDACTED] 事故者を勤務職員が現認している(最終生存 確認)。 (3) 同日午後4時8分、事故者が [REDACTED]



	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>のを巡回勤務中の職員が発見した。</p> <p>(4) 同職員は、直ちに非常ベル通報し、駆け付けた夜勤監督部長ほか 1 名の職員と共に同居室を開扉し、事故者を室内中央に仰向けに横臥させ、意識及び自発呼吸を確認したが認められなかったことから、レスキューチューブによる蘇生、心臓マッサージを実施したが、意識の回復には至らなかった。</p> <p>(5) 同時 13 分、監督当直者の指示により、救急車を要請し、同時 38 分、到着した救急車により事故者をへ搬送した後、同病院において救命措置が講じられたが、同 5 時 15 分、同病院医師により事故者の死亡が確認された。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>
<p>事故者</p>	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名又は事件名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 刑の起算日又は入所日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 犯数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本籍</p> <p>13 住所</p> <p>14 特殊被収容者報告の有無</p>	<p>自殺者</p> <p>受刑者</p>

	15 その他	特記事項なし。
職員の状況	1 配置及び勤務状況	<p>■■■■には担当職員■■■■を配置し、おおむね15分ごとに同階に収容中の被収容者の動静を巡回視察させており、事故発生直前の午後4時1分に同職員が事故者を視察した際にも、異状がなかったことを確認していることから、勤務状況に問題はなかった。</p>
	2 監督方法	<p>事故当日は、休庁日であり、夜勤監督、副監督当直者及び監督当直者において、適宜巡回させていた。</p>
	3 職責処理の状況	<p>該当なし。</p>
事態収拾の措置	1 職員の非常招集	<p>該当なし。</p>
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	<p>該当なし。</p>
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	<p>該当なし。</p>
	4 警察官署への依頼	<p>平成22年3月13日午後5時35分、大阪府警堺警察署へ本人の死亡を通報した。</p>
事故の原因・動機	1 事故者の動機	■■■■
	2 施設側の欠陥	<p>該当なし。</p>
事故者に対する措置	1 懲罰	<p>該当なし。</p>
	2 事件送致	<p>該当なし。</p>
改善	1 改善した事項	<p>(1) 平成22年3月19日付け所長指示第9号「自殺事故の防止について」を発出し、自殺のおそれのある被収容者の早期発見、自殺のおそ</p>

<p>事項</p>		<p>れのある被収容者の心情把握，居室検査の徹底，処遇要領の周知を図った。</p> <p>(2) 平成22年3月16日(火)に「処遇チームによる自殺事故防止検討委員会」を開催し，本件事案に基づいて改善，検討を加え，事故防止に努めている。</p> <p>(3) [redacted]に就け，[redacted]に関する情報を夜勤職員へも今まで以上に緊密に伝達できるようにして自殺の未然防止を図った。</p> <p>(4) [redacted]においては，[redacted]を図っていたが，逆にこれが動静視察を妨げることから，[redacted]を必要な場合にのみ行うこととした。</p> <p>特記事項なし。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>2 改善すべき事項</p> <p>1 検察庁への通報</p> <p>2 検視</p> <p>3 公表関係</p> <p>4 死体の措置について</p>	<p>平成22年3月13日午後5時28分，大阪地方検察庁堺支部あてに通報した。</p> <p>[redacted]において，大阪地方検察庁堺支部検察官 [redacted]による司法検視及び刑事施設長検視を実施した。</p> <p>なお，[redacted]こととされた。</p> <p>同日午後11時23分，夜間放送局幹事社（読売テレビ放送），同時26分，新聞社幹事社（日本経済新聞社）あてに，ファックス送信により投込み公表したところ，翌14日（日），朝刊5紙において報道された。</p> <p>[redacted]</p>